

○広島修道大学早期卒業に関する法学部細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学早期卒業に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、法学部学生の早期卒業に関し必要な事項を定める。

(学内進学者の優秀な成績の基準)

第2条 規程第2条第2項における「学内進学者」の「優秀な成績」とは、卒業所要単位のうち、A以上の評価を受けた単位が100単位以上あることをいう。

(早期卒業の申出期日)

第3条 早期卒業を希望する者は、3年次前期の4月末日までに、その旨を法学部長に申し出なければならない。

(学内進学者の早期卒業希望者としての要件)

第4条 規程第4条第2項に係る早期卒業希望者は、次の各号の要件を満たし、法学部教授会において認められた者とする。

- (1) 2年次終了時において、卒業所要単元に算入できる単位80単位以上を修得していること。
- (2) 前号の修得単位のうち、A以上の評価を受けた単位が52単位以上あること。

(早期卒業の認定会議日)

第5条 早期卒業の認定会議は、毎年3月の卒業認定者判定会議と同日に行う。

(その他必要事項)

第6条 この細則に定めるもののほか、実施に必要な事項は、法学部教授会においてこれを定める。

(事務担当)

第7条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、2007年5月10日に制定し、2007年4月1日から施行する。ただし、2005年度生に限り、第3条の規定に定める期日については、2007年5月31日とする。
- 2 この細則は、2007年6月14日に第1条、第2条及び第4条を改正し、第7条を削り、2007年6月7日から施行する。
- 3 この細則は、2010年9月9日に第3条及び第4条第1号を改正し、2011年4月1日か

ら施行する。ただし、2010年度以前に入学した者については、改正後の第4条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

4 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。

5 この細則は、2015年9月3日に第7条を改正し、2015年10月1日から施行する。

6 この細則は、2023年4月5日に第2条を改正し、2023年4月1日に遡って施行する。ただし、2022年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。